

平成21年度母子寡婦福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成20年度予算) (平成21年度予算案)
170,627百万円 → 174,306百万円

1 子育て・生活支援、就業支援、養育費確保策等の推進

6,276百万円 → 7,804百万円

(1) 就業支援策の推進

「福祉から雇用へ」推進5か年計画を踏まえ、可能な限り就業による自立と生活の向上が図られるよう福祉・雇用の両面にわたる支援を行うことにより、地域における母子家庭の母等の就業・自立支援策の充実を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,744百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,744百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○母子家庭自立支援給付金事業

・高等技能訓練促進費等事業の拡充

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,744百万円)の内数)

※ 平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。(1.3億円)

〔 修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)
→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月) 〕

・ **自立支援教育訓練給付金事業**

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2, 744百万円)の内数)

○ **中小企業雇用安定化奨励金**

1, 423百万円

中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給し、母子家庭の母等の正社員化を促進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業安定局予算に計上)

○ **母子家庭の母等に対する職業訓練の実施**

・ **職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施(新規)**

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9, 372百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業能力開発局予算に計上)

・ **母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施(新規)**

91百万円

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。併せて、保育サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

・ **準備講習付き職業訓練の実施**

792百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

○ **マザーズハローワーク事業の拡充**

2, 117百万円

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。(職業安定局予算に計上)

○ **在宅就業の支援**

15百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、専門的知識やノウハウが必要とされる企業からの受注及び再発注のあっせんを行う事業等について支援を行う。

(2) 養育費確保策の推進

○養育費相談支援センター事業

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。（母子家庭等対策総合支援事業（2, 744百万円）の内数）

(3) 子育て・生活支援策の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。
（母子家庭等対策総合支援事業（2, 744百万円）の内数）

○ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭の母等が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援事業、土日・夜間電話相談事業等や、その子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。
（母子家庭等対策総合支援事業（2, 744百万円）の内数）

○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。
（次世代育成支援対策交付金（38, 800百万円）の内数）

○身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保するための事業を推進する。
（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2, 473百万円）の内数）

○母子生活支援施設における支援

・特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子指導員を加配する。
（児童入所施設措置費（79, 748百万円）の内数）

・夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制を強化する。
（児童入所施設措置費（79, 748百万円）の内数）

- ・ **小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設運営費**
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。
(児童入所施設措置費（79,748百万円）の内数)
- ・ **母子生活支援施設の保育機能強化加算**
母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。
(児童入所施設措置費（79,748百万円）の内数)
- ・ **被虐待児受入加算**
職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、入所当初の関わりが特に重要であることから、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数（入所後1年間）に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。
(児童入所施設措置費（79,748百万円）の内数)
- ・ **施設整備の充実**
次世代育成支援対策施設整備交付金において、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の施設整備を交付対象とする。
(次世代育成支援対策施設整備交付金（5,033百万円の内数）)

2 自立を促進するための経済的支援 164,351百万円 → 166,502百万円

- (1) **児童扶養手当** 161,462百万円
離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、それら子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。
- (2) **母子寡婦福祉貸付金** 5,040百万円
母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。